

犯罪被害者支援のための 財源確保のあり方

—韓国犯罪被害者保護基金を題材として—

帝京大学 宣 善花

目 次

- 1 経済的支援の意義
- 2 犯罪被害者保護基金制度の概要
- 3 検討
- 4 日本への示唆

1 経済的支援の意義

（１）経済的支援の重要性 国の責務

- 国の責務（犯罪被害者等基本法第4条）

「国は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」

- 基本理念（同第3条）

個人の尊厳の尊重、個別的支援の原則、継続的支援の原則

「…被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」（３項）

1 経済的支援の意義

(2) 経済的支援に関する議論

- 加害者による賠償

刑事和解、損害賠償命令、処遇内容など

- 国による補償

労災保険などの公的補償、給付金、加害者への求償

- 地方公共団体による支援 見舞金、支援金など

→限界、財源確保の問題

1 経済的支援の意義

(3) 財源確保の在り方

- 経済的支援

被害者の‘回復’という観点からみるべき

- 現在の財源は、国の一般会計

→新たな方策として、

罰金の一部を財源 韓国の基金制度を検討

2 犯罪被害者保護基金制度の概要

(1) 導入の背景 財源の確保、迅速な対応

- 被害者支援 予算の不足
- 一般会計の問題 十分な財源の確保及び迅速な対応の困難
- 基金を財源に 安定的で柔軟な対応が可能な財源確保のため
罰金の一定額を被害者の保護や支援に充当し、安定的な資金調達を図る

(2) 法的根拠 犯罪被害者保護基金法 (2010)

- 憲法30条 犯罪被害者に対する救助は国家の義務
- 犯罪被害者保護法
- 基金法1条 (目的) 経済的支援の実質化及び効率的執行体系の構築

「・・・犯罪被害者を保護・支援するために必要な資金を助成するために犯罪被害者保護基金を設置し、その管理・運用に必要な事項を規定する・・・」

2 犯罪被害者保護基金制度の概要

(3) 運用状況

・収入	一般会計転入金	94,200	貯置金	31,500
	求償金	1,604	利子等	1,540
			その他	3,494
・支出	性暴力被害者支援	36,732	治療、自立支援	17,115
	国選弁護士支援	9,704	救助金	9,125
	刑事調停支援	3,511	身元保護	2,521
	陳述助力人	1,635		

(2023、単位：百万ウォン)

2 犯罪被害者保護基金制度の概要

(3) 運用状況 支援内容

- 性暴力被害者支援
相談所、施設運営支援、医療支援、応急キット、調査
女性家族部、地方自治団体、医療機関、民間団体
- 治療、自立支援
犯罪被害者支援センター、スマイルセンター
- 国選弁護士支援 手当、教育、配置など
検察庁、法律救助公団
- 犯罪被害救助金 地方検察庁

2 犯罪被害者保護基金制度の概要

(3) 運用状況 支援内容

- 刑事調停支援
検察庁の刑事調停委員会
- 身元保護
身元保護装置、転居費、シェルター、民間警護
検察庁、警察庁、海洋警察庁
- 陳述助力人の養成、配置、手当
全国犯罪被害者支援連合会

3 検討 （１）財源の確保

- 予算、支援額の増加、資金の運用
安定的財源の確保
→予算不足 罰金転入率引き上げの改正
(制定当初、４％以上の範囲の比率 → ６％ → 現在 ８％に)
- 財源の安定的確保のための議論
罰金転入率の引き上げ（１５％まで）
罰金納付率の引き上げ（加害者財産の調査、労役場留置の改善）
罰金額全額の利用、新たな罰金制度の導入（定額制など）
その他、犯罪収入・没収の活用、国税・地方税の活用

3 検討 (2) 支援内容

- 直接的な支援事業の拡大 救助金額の拡大
- 間接的な支援事業の拡大 政府及び民間の各支援機関の予算

法務部（検察庁） 教育部（教育庁）

行政安全部（警察庁） 保健福祉部

女性家族部 法院行政庁など

→供給者中心の事業運用という批判も

政府が行うべき業務と基金で実施する業務の区分が必要

3 検討 (3) 予算・手続

- 財源の移行 基金から一般予算へ移管
間接的な支援は一般会計に移行
生活費、治療費支援 犯罪被害者支援センターから検察庁事業に移管
児童虐待被害者保護支援事業 22年度から保健福祉部一般会計に
→基金による支援内容の見直し
- 手続の一元化、迅速化の議論
予算編成、管理は法務部、申請、審議議決は検察庁が実施
→被害者支援専門機関の創設
→中央政府から警察、自治体に移管（福祉との連携強化）

4 日本への示唆

(1) 象徴的な被害回復 なぜ罰金なのか？

- 罰金の使用 犯罪者から徴収し、被害者支援に使用
- 負担者と受益者の関係
 - 直接的な持分がないわけではない。
 - 原因者負担という側面から基金目的との連携生がある。
- 間接的な支援に限定 システムの構築など
罰金以外の財源の利用 刑務作業の収入など

4 日本への示唆

(2) 国庫から基金に なぜ基金なのか？

- 基金 単年度予算に縛られず、迅速かつ柔軟な対応が可能
- 一時的な財源確保 財源確保の課題は依然として
→必要十分な条件ではない
- 最終的には国家の責務
- 一般予算 不可能なことではない（給付金額引き上げ）
→国からの財源である点では変わらない

4 日本への示唆

(3) 基金の使用 どの支援に使うのか？

- 一般予算でできる支援と区別する必要
- 直接的支援を原則にするか、間接的支援に限定するか
- すべての被害者支援にするか、予想外の支援に限定するか

(4) 手続 誰が管理・運用をするのか？

- 被害者支援専門機関の創設 犯罪被害者庁など
- 中央政府か、警察/自治体か

参考文献

- 이상원, 박광민 「범죄피해자와 인권」 법무부(2008)
- 박민식 주최 「피해자를 위해 울어라!: 범죄피해자보호기금법안 공청회」(2009)
- 조홍종, 이정민 「범죄피해자보호기금의 재정건전성 개선을 위한 연구」
被害者學研究 = Korean journal of victimology. 제24권 제1호 (2016), pp.147-174
- 정의롬 「범죄피해자보호기금 운용상 문제점 및 개선방안」(2019)
한국경찰학회보. 제21권 1호 통권74호 (2019. 2), p.91-118
- 원혜옥 「범죄피해자보호기금제도의 개선방안」
被害者學研究 = Korean journal of victimology. 제28권 제2호 (2020), pp.171-217
- 법무부, 2025년도 예산 및 기금운용계획 사업설명자료
- 警察庁、「第45回基本計画策定・推進専門委員等会議」犯罪被害者等施策の財源の在り方に関する有識者意見聴取 (2024.12.16)